

定例会議資料	令和6年度留置施設等実地監査の実施計画について	令和6年4月24日 留置管理課
1 目的 留置施設及び留置管理業務を実地に視察・監査し、必要な指導を行うことにより、留置施設の適正な管理運営、被留置者の適正な処遇等を確保することを目的とする。 2 実施時期 令和6年6月から9月頃までの間 3 対象 警察本部高知東留置施設及び県下12署 4 監査官 警察本部高知東留置施設にあつては警務部参事官、県下12署にあつては留置管理課長とする。(補助官：課長補佐等) 5 実施項目及び重点項目 (1) 留置施設の管理運営に関すること (2) 被留置者の処遇に関すること 6 実施方法 (1) 留置施設の視察・点検 (2) 留置主任官、留置担当官等に対する応問 (3) 簿冊点検 (4) 実技訓練 7 報告 (1) 実地監査終了後、改善措置を含めた結果を公安委員会に報告 (2) 特異事項については、その都度報告		

定 例 会 議 資 料	令和5年度高知県監査委員による定期監査の受 監結果について	令和6年4月24日 会 計 課																																										
1 監査の概要 (1) 監査の実施区分 監査委員事務局による監査：県本部、署ともに毎年実施 監査委員による監査：県本部は毎年実施、署は隔年実施 (2) 監査の結果区分 指摘：法令及び規則等の違反、故意による書類の改ざん等 注意：指摘に比較して軽易なもの 2 受監対象及び時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th><th>書 面 監 査</th><th>委 員 監 査</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td><td>令和5年8月8日～令和5年8月9日</td><td>令和5年8月28日</td></tr> <tr> <td>高 知 署</td><td>令和5年11月15日～令和5年11月16日</td><td>—</td></tr> <tr> <td>高知南署</td><td>令和5年10月25日～令和5年10月26日</td><td>令和5年11月28日</td></tr> <tr> <td>高知東署</td><td>令和5年9月6日～令和5年9月7日</td><td>令和5年11月6日</td></tr> <tr> <td>室 戸 署</td><td>令和5年11月13日～令和5年11月14日</td><td>令和6年1月10日</td></tr> <tr> <td>安 芸 署</td><td>令和5年9月4日～令和5年9月5日</td><td>—</td></tr> <tr> <td>南 国 署</td><td>令和5年10月25日～令和5年10月26日</td><td>—</td></tr> <tr> <td>土 佐 署</td><td>令和5年11月8日～令和5年11月9日</td><td>—</td></tr> <tr> <td>佐 川 署</td><td>令和5年9月19日～令和5年9月20日</td><td>令和5年11月28日</td></tr> <tr> <td>須 崎 署</td><td>令和5年4月12日～令和5年4月13日</td><td>—</td></tr> <tr> <td>窪 川 署</td><td>令和5年5月8日～令和5年5月9日</td><td>令和5年6月5日</td></tr> <tr> <td>中 村 署</td><td>令和6年1月11日～令和6年1月12日</td><td>—</td></tr> <tr> <td>宿 毛 署</td><td>令和5年11月27日～令和5年11月28日</td><td>令和6年1月23日</td></tr> </tbody> </table> 3 受監項目 (1) 前年度監査の結果に係る措置状況 (2) 前年度の重点項目の取組状況 (3) 歳入決算事務 (4) 歳出決算事務 (5) 内部統制の自己評価の結果 (6) 負担金・補助金及び交付金事務 (7) 契約事務 (8) 財産・物品等管理事務 4 受監結果 令和5年度監査では、指摘事項・注意事項とも無し。			所 属	書 面 監 査	委 員 監 査	警察本部	令和5年8月8日～令和5年8月9日	令和5年8月28日	高 知 署	令和5年11月15日～令和5年11月16日	—	高知南署	令和5年10月25日～令和5年10月26日	令和5年11月28日	高知東署	令和5年9月6日～令和5年9月7日	令和5年11月6日	室 戸 署	令和5年11月13日～令和5年11月14日	令和6年1月10日	安 芸 署	令和5年9月4日～令和5年9月5日	—	南 国 署	令和5年10月25日～令和5年10月26日	—	土 佐 署	令和5年11月8日～令和5年11月9日	—	佐 川 署	令和5年9月19日～令和5年9月20日	令和5年11月28日	須 崎 署	令和5年4月12日～令和5年4月13日	—	窪 川 署	令和5年5月8日～令和5年5月9日	令和5年6月5日	中 村 署	令和6年1月11日～令和6年1月12日	—	宿 毛 署	令和5年11月27日～令和5年11月28日	令和6年1月23日
所 属	書 面 監 査	委 員 監 査																																										
警察本部	令和5年8月8日～令和5年8月9日	令和5年8月28日																																										
高 知 署	令和5年11月15日～令和5年11月16日	—																																										
高知南署	令和5年10月25日～令和5年10月26日	令和5年11月28日																																										
高知東署	令和5年9月6日～令和5年9月7日	令和5年11月6日																																										
室 戸 署	令和5年11月13日～令和5年11月14日	令和6年1月10日																																										
安 芸 署	令和5年9月4日～令和5年9月5日	—																																										
南 国 署	令和5年10月25日～令和5年10月26日	—																																										
土 佐 署	令和5年11月8日～令和5年11月9日	—																																										
佐 川 署	令和5年9月19日～令和5年9月20日	令和5年11月28日																																										
須 崎 署	令和5年4月12日～令和5年4月13日	—																																										
窪 川 署	令和5年5月8日～令和5年5月9日	令和5年6月5日																																										
中 村 署	令和6年1月11日～令和6年1月12日	—																																										
宿 毛 署	令和5年11月27日～令和5年11月28日	令和6年1月23日																																										

警察官の指導に従わず、指定場所で一時停止しなかった（一時不停止違反）運転者のうち、危険な状況であった6人を現場検挙

定 例 会 議 資 料	ゴールデンウィーク期間中の交通渋滞対策について	令和6年4月24日 交 通 規 制 課
1 実施期間 令和6年4月27日（土）から5月6日（月）までの10日間 2 総合的な交通渋滞対策 交通規制課内に交通渋滞対策班を編成し、ヘリコプター視察や管制カメラ映像によるほか、各署及び高知県観光政策課等との連携により交通情報を集約した上で交通状況に応じた信号サイクルの調整 交通情報板、テレビ広報等によるドライバーへの渋滞情報の提供を行う。 また、必要に応じて、署に警察官等を派遣し、信号操作などの現場対応にあたる。 3 大きな交通渋滞が予想される場所と対応 (1) 高知市浦戸地区 ・ 県道春野赤岡線：浦戸大橋南詰の「桂浜分岐」の前後 数km区間 ・ 県道桂浜はりまや線：「桂浜分岐」から桂浜駐車場まで 約1km区間 → 臨時駐車場の開設（高知県）、桂浜へのシャトルバス運行（高知市） → 生活道における混乱防止のため、署長規制（車両通行止め）の実施 → 主要道路各所での、青色灯火を延長する信号サイクル調整の実施 → 滞留状況に応じた、桂浜分岐における桂浜駐車場への流入規制の実施 (2) 高岡郡四万十町 ・ 高知自動車道：四万十中央IC出口手前の西進車線（下り） 数km区間 ・ 国道56号：四万十中央IC入口手前の東進車線（上り） 最大10数km区間 → IC直近の道の駅出入口における、右左折車両の整理（施設管理者） → 渋滞状況に応じた、現場における手動による信号操作の実施 (3) 安芸郡芸西村 ・ 国道55号：芸西西IC出口以降の東進車線 約1～2km区間 → 渋滞対応用の信号サイクルに変更 → 渋滞状況に応じた、現場における手動による信号操作の実施		

定 例 会 議 資 料	豊後水道を震源とする地震に対する警察措置について	令和 6 年 4 月 24 日 警 備 第 二 課
1 地震の概要 令和 6 年 4 月 17 日（水）午後 11 時 14 分、豊後水道を震源（深さ約 39km）とするマグニチュード 6.6 の地震が発生し、県西部において最大震度 6 弱を観測した。 2 警察措置 (1) 非常災害警備本部の設置 本部長以下最大 700 人体制 (2) 被害状況の把握 - ア 住民等からの通報 - イ 自治体等からの情報収集 - ウ 署員による被害状況確認と応急措置 - エ ヘリコプターによる確認 - オ SNS 情報検索システムによる確認 (3) SNS フェイク情報の確認 (4) 交通規制 3 被害状況等 (1) 人的被害 重症者 2 名、軽傷者 1 名（自治体による把握） (2) 物的被害 宿毛市与市明において街灯 1 本の倒壊を確認。規制のうえ危険を排除。 (3) 孤立集落の発生 土砂崩れにより高岡郡檮原町松谷地区 5 世帯 10 人が孤立。土砂崩れの状況（檮原町道が通行止め）を確認。 (4) 警察施設の状況 宿毛署敷地内駐車場境界のブロック塀が倒壊。倒壊による被害なし。 4 その他 (1) 18 日午後 4 時 30 分、災害警備連絡室（警備第二課長以下 150 人体制）に改組 (2) 現在反省点や課題を集約中であり、今後、検討改善のうえ有事に備える。		

【高知県】 豊後水道を震源とする地震に伴う被害状況

①街灯倒壊：

- 日時 令和6年4月17日 午後11時32分
- 場所 宿毛市与市明5-82先 宿毛高校付近
- 概要 自治体職員から街灯1本が倒壊しているとの通報を受理し現場臨場。
- 対応 警察官臨場し現場確認後コーン等で規制し市に引き継ぎ。

②土砂崩れ：

- 日時 令和6年4月18日 午前0時50分
- 場所 高岡郡檮原町松谷地区
- 概要 土砂崩れによる倒木等で道路が寸断され5世帯10名が孤立しているとの役場からの通報を受理。
- 対応 全世帯の安否を役場が確認、警察官の臨場なし。迂回路は確認中。道路管理者が日の出とともに復旧作業を実施。

